

北海道農政事務所交渉（全農林労働組合北海道地方本部札幌分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年7月15日（木）17:20～17:30（10分）

2. 場 所：北海道農政事務所3F小会議室

3. 出席者：

北海道農政事務所	大熊 純夫	総務管理官
同	佐藤 孝男	人事課長
同	高橋 正徳	人事課管理官
同	加藤 一則	管理係長

全農林労働組合

北海道地方本部札幌分会	井澤 秀樹	執行委員長
同	岡部 雅信	副委員長
同	鎌田 晴子	書記長

4. 議 題：超勤縮減を図ることについて

（全農林労働組合北海道地方本部札幌分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要

○佐藤人事課長：

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林北海道地方本部札幌分会から提出されました要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書の1の「超勤縮減を図ること」とし、その他の事項につきましては、北海道農政事務所の権限外事項であることや管理運営事項に該当いたしますことから、要望事項として承るとの整理をいたしました。それを前提として交渉を開始します。

○井澤委員長：

本日はお忙しいところ、お時間をいただきありがとうございます。

今回、交渉対象事項とならなかった要望につきましても、対応いただけるよう申し上げます。早速ですが、交渉対象事項の「超勤縮減を図ること」について、書記長から説明させていただきたいと思っております。

○鎌田書記長：

超過勤務の縮減につきましては、前回の交渉でもその実効性のある対策をお願いしているところであり、管理職の方におかれましても、日頃から定時退庁にご尽力を頂いている

ことに、感謝申し上げます。

しかし、前回の交渉でもお願いしていますが、恒常的な超過勤務により職員の心的ストレスの増大は、業務運営の円滑化を妨げるだけでなく、心の病へと発展することも考えられます。

さらに今後は、新規業務への対応や予定されていた組織の変更が白紙になるなど、状況は難しいものとなっています。今までの対応だけでは、根本的な解決に結びつくことは考えられない状況です。今までも増した具体的な対応が求められてくると思われまますので、超過勤務の削減に向け今後もご尽力をお願いいたします。

○大熊総務管理官：

回答に入る前に、私から一言、お礼を申し上げたいと思います。宮崎県で発生した口蹄疫の防疫作業に係る現地派遣においては、5月上旬から全道で35名、うち本所は18名の延べ、133名の職員の方々から積極的なご協力をいただき暑さと雨のなか、経験したことのない厳しい作業に従事していただいたこと、さらには職員団体の皆さんにも、厳しい防疫作業状況である現地派遣についてご理解をいただいていることに感謝申し上げます。1日もはやい撲滅、防疫措置の完了に向けて引き続き、ご理解ご協力をお願いしたいと思っています。

要求については、書記長からご説明いただきましたが、交渉事項以外の事項については御要望として承ることとさせていただき、交渉対象事項となったものについてのみ回答させていただきます。

要求事項の「超勤縮減を図ること」についてであります。超過勤務が長時間かつ継続することは、職員の心身の健康及び福祉に影響を及ぼすおそれが生じることと考えております。

超過勤務縮減は、仕事と生活の調和を図る観点からも重要性が高く、喫緊の課題と考え、当所においても、「超過勤務縮減対策検討委員会」を設置・開催し、超過勤務実態の把握や超過勤務縮減対策を検討し対策を実施しているところです。

毎週水曜、金曜日の「定時退庁日」のほかに北海道農政事務所全体の取組みとして、毎月第3水曜日を「全所一斉完全定時退庁日」と位置付け、全所統一的な取組みを実施しているところです。

また、平成22年度の人事評価の業績評価における組織目標のひとつとして、超過勤務の縮減を掲げているところであり、各課ごとに前年の上半期の平均値を下回ることを目標として設定しています。なお、特に超勤の多い部署、特定の者の実態推移の把握など、勤務管理者に対して縮減に向けた指導を中心に実施してきているところでもあります。

一方、人事院は「超過勤務手当の支給割合の引上げ及び超勤代休時間の新設」を行ったところであり、より一層の職員の健康管理と勤務管理者のコスト意識が求められています。

しかしながら、突発的あるいは至急の対応を必要とする事案もあり、本所における超過勤務の状況は、昨年に比べて一部署において必ずしも減少していない現状であることから、各勤務管理者に対して、業務の進行状況やスケジュール管理、職員毎の超勤時間数を把握したうえで、業務遂行上、必要不可欠な場合に超勤命令を事前に発するよう、あらためて周知・指導してきているところであり、引き続き、業務調整や事務効率化等により超過勤務の縮減を図るとともに、超過勤務縮減の取組みの検証を行うなど、適切に取り組んで参りたいと考えているところです。

○井澤委員長：

前回の交渉でも申し上げましたが、超過勤務の縮減については、簡単に解決できるものではないと思っておりますが、その実現に向けて今後とも積極的な対応をお願いいたします。

最後になりますが、今後予想されます農林水産省の組織改編や今回交渉事項とならなかった要望事項につきましても、最大限の対応をお願いいたします。

○佐藤人事課長：

それでは、これを以って、本日の交渉は終了させていただきます。

(終 了)

北海道農政事務所長
大杉武博殿

全農林労働組合北海道地方本部札幌分会
執行委員長 井澤 秀樹



要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。加えて今後大幅な組織再編が実施されることから、北海道における農林水産行政の遂行に支障を来さない体制を構築することが当面の課題となっています。

本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、職場における諸課題を整理し、下記要求事項として取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれは、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

記

1. 今後の組織再編にあたっては、北海道の農林水産行政の遂行に支障を来さないよう万全を期すとともに、業務量に見合った要員を確保し、超勤縮減を図ること。
2. 組織再編に伴う庁舎等の整備や業務に必要な予算を確保し、組合員の勤務条件が低下しないよう万全を期すこと。（また、配置人員に見合った会議室、ミーティングルーム等も確保し、従前同様の職場環境を維持すること。）
3. 統計業務の地域ニーズに対する対処方針を示すこと。

以 上